

2 屋外広告業登録制度の概要

屋外広告業者は、次のことを行っていただく必要があります。

営業所ごとに業務主任者を置き、法令の遵守その他業務の適正な実施を確保するための業務を行わせなければなりません。

営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。

営業所ごとに帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。

屋外広告業の登録

1 屋外広告業の定義 (条例第1条の2第2項)

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

2 屋外広告業の登録 (条例第23条、第24条)

三重県内で屋外広告業を営む場合は、三重県知事の登録を受けなければなりません。

「三重県内で屋外広告業を営む場合」とは、三重県内に屋外広告物を設置することをいい、三重県内における営業所の有無を問わず、三重県知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告業の登録の有効期間は、5年となっており、登録期間終了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、登録期間終了日の30日前までに更新の登録申請を行う必要があります。

屋外広告業の登録をせずに屋外広告業を営んだ場合は、罰則の対象(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)となります。

登録手続きについては、ホームページでご確認いただくか、又は登録窓口(県土整備部都市政策課)までお問い合わせください。

3 登録の拒否 (条例第24条の3)

次の事由に該当する場合は、登録を拒否します。

- (1) 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 登録申請書又は添付書類に必要な事項を記載していない場合
- (3) 業務主任者を営業所毎に選任していない場合
- (4) 申請者等が次のいずれかに該当する場合

申請者が法人である場合は役員を含みます。また、申請者が未成年者である場合は法定代理人を含みます。

ア 過去2年の間に屋外広告業の登録取消しの処分を受けた場合

法人が登録取消しの処分を受けた場合は、当該法人の役員であった者を含みます。

イ 営業停止の処分を受け、営業停止期間中である場合

ウ 過去2年の間に屋外広告物条例に違反し、罰金以上の刑を受けた場合

4 屋外広告業登録の変更、廃業、登録簿の閲覧等

(条例第24条の4、条例第24条の5、条例第24条の6)

屋外広告業の登録を行った業者は、三重県が屋外広告業者登録簿に登録し、一般に公開します。なお、屋外広告業者は、登録簿記載事項に変更があった場合は、その日から30日以内に変更した内容を届け出る必要があります。また、廃業した場合も同様です。これらの届出を怠った場合は、罰則等の対象となります。

屋外広告業者

1 屋外広告業者の責務

屋外広告業者は、次のことを行わなければなりません。

- (1) 業務主任者の設置(条例第26条)

営業所ごとに業務主任者を置き、法令の遵守その他業務の適正な実施を確保するための業務を行わせなければなりません。
- (2) 標識の掲示(条例第26条の2)

営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識(規則第20号様式 P26参照)を掲示しなければなりません。
- (3) 帳簿の備え付け(条例第26条の3)

営業所ごとに帳簿(規則第21号様式 P27参照)を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。
- (4) 変更の届出(条例第24条の4)

下記の事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に変更の届出を行う必要があります。

屋外広告業登録事項変更届出書 (第14号様式)

 - 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 三重県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - 三 法人にあっては、その役員の氏名
 - 四 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
 - 五 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- (5) 廃業の届出(条例第24条の6)

屋外広告業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に廃業等の届出を行う必要があります。廃業の届出は【 】内の方が行ってください。

屋外広告業廃業等届出書 (第14号様式の2)

 - ・死亡した場合 【その相続人】
 - ・法人が合併により消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】
 - ・法人が破産手続開始の決定により解散した場合 【その破産管財人】
 - ・法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 【その清算人】
 - ・三重県の区域内において屋外広告業を廃止した場合
【屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員】

2 屋外広告業登録制度の概要

2 登録の取消し及び営業の停止（条例第27条の2）

屋外広告業者が、次のいずれかに該当する場合は、登録の取消しや営業の停止の処分を行う場合があります。これらの処分を行った場合は、屋外広告業者監督処分簿に記録し、一般に公開するほか、国土交通省や東海北陸近畿地方の知事、指定都市の長、県内の市町長に通知します。また、これらの行為は、罰則の対象となります。（「屋外広告業者に対する監督処分及び措置に関する要綱」H27.4.1施行）

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 屋外広告業登録にかかる登録拒否事由に該当することとなったとき
- (3) 屋外広告業にかかる変更届出を怠ったとき、又は虚偽の届出を行ったとき
- (4) 屋外広告物条例又は条例に基づく処分に違反したとき。

3 立入検査（条例第27条の4）

屋外広告業者に報告や資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。これらを拒んだり、虚偽の報告をした場合は罰則の対象となります。

4 指導・助言・勧告（条例第27条、第27条の6）

知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告業者に対し、勧告等を行う場合があります。また、広告物等が条例に違反して表示、設置されたことに関し、勧告等を行った場合、これらの勧告に従わない場合は、当該屋外広告業者の氏名、住所及び勧告の内容等を公表する場合があります。

《セルフチェック表》

	項目	状況	
1	登録通知書は、保管されているか。（本社のみ）	いる	いない
2	登録通知書の登録事項は、現状と相違がないか。 （現状と登録した事項は、相違ないか。）	なし	あり
3	標識は見やすいところに掲げられているか。	いる	いない
4	標識の記載事項は適正か。	適正	不適正
5	帳簿は保管されているか。	いる	いない
6	帳簿には、必要事項が記載されているか。	いる	いない
7	帳簿には、許可を受けずに設置した物件はないか。	なし	あり
8	帳簿には、許可を受けずに変更した物件はないか。	なし	あり
9	業務主任者は、選任されているか。	いる	いない
10	業務主任者の資格を証する書類はあるか。	あり	なし
11	違反広告物の是正指導を受けたことはあるか。	なし・是正済	あり・未是正



不適正な状況なので、速やかに是正してください。

2 屋外広告業登録制度の概要

営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。

屋外広告業者登録票様式(規則第20号様式)

40センチメートル以上

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人にあつては、その代表者の氏名	
登 録 番 号	三重県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営業所の名称及び業務主任者の氏名	

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

2 屋外広告業登録制度の概要

営業所ごとに帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。

備え付け帳簿様式(規則第21号様式)

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号 ()			
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所				
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類		数量	
当該表示又は設置の年月日	年 月 日			
請 負 金 額				

(規格A5)

業務主任者

1 業務主任者の設置（条例第26条）

屋外広告業者は、営業所毎に、次の者を業務主任者として設置しなければなりません。設置していない場合は、屋外広告業の登録の取消し又は営業の停止の処分を行うことがあります。また、罰則の対象となります。

- (1) 屋外広告士試験の合格者
- (2) 三重県又は他の地方公共団体が実施する屋外広告物講習会の修了者
- (3) 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
 広告美術仕上げに係るものに限り、ます。
- (4) 知事が、講習会修了者等と同等以上の知識を有するものと認めた者

2 業務主任者の業務（条例第26条第2項）

業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行わなければなりません。

- (1) 屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 備え付け帳簿のうち、規則第25条で定める事項の記載に関すること。
- (4) その他、業務の適正な実施の確保に関すること。